番号	課ページ等	意見等	事業者見解
1	方法書 P97 森づくり 推 進 課	地域森林計画対象森林を伐採する場合は、該当する地域の地域森林計画、市町村森林整備計画に適合した方法で行ってください。 森林法第10条の8の規定による「伐採及び伐採後の造林の届出書」を提出してください。 また、森林法第12条の規定による森林経営計画の変更が必要な場合は、変更認定請求書及び変更後の森林経営計画書を提出してください。 地域森林計画対象森林において、新たに森林の土地の所有者担った場合は、森林法第10条の7の2の規定による「森林の土地の所有者届出書」を提出してください。	拝承致しました。 森林の伐採については該当する地域の地域森林計画、市町村森林整備計画に適合した方法で実施致します。 地域森林計画対象森林を伐採する場合は、森林法10条の8による「伐採及び伐採後の造林の届出書」を提出致します。 森林経営計画の変更が必要な場合は、変更認定請求書及び変更後の森林経営計画書を提出致します。 地域森林計画対象森林において、新たに森林の土地の所有者になった場合は、森林法第10条の7の2による「森林の土地の所有者届出書」を提出致します。
2	木材増産推進課	計画地域内の森林部分においては、造林事業などの補助事業により、間伐等の森林整備や森林作業道の開設を実施している場合があります。 補助事業を実施した森林では、補助金の交付を行った年度の翌年度から起算して5年又は10年(※補助メニューによってはそれ以上の年数の場合もあります。)以内に補助目的及び森林以外の用途への転用が禁止されており、やむを得ず対象森林の全部若しくは一部の転用を行う場合には補助金返還の対象となります。 このため、森林を森林以外の用途に転用する場合には、あらかじめ、対象森林の補助事業の履歴を確認し、補助金返還対象となる場合には、返還手続を行う必要があります。	拝承致しました。
3	方法書 P14 17-21行目 P86 図3.1-33 P149 11-14行目 P150 図3.2-15 P153 表3.2-44 P209 10-11行目 治 P210 図4.3-6	保安林は、制度の趣旨からして森林以外の用途への転用を抑制すべきものであり、やむを得ず転用のための保安林の解除を行う場合であっても、保安林の指定の目的並びに国民生活及び地域社会に果たすべき役割の重要性にかんがみ、地域における森林の公益的機能が確保されるよう森林の保全と適正な利用との調整を図る等厳正かつ適切な措置を講ずるとともに、当該転用が、保安林の有する機能に及ぼす影響の少ない区域を対象とするよう努めるものとされています。 保安林については、公益上の理由により必要が生じたとき又は、指定理由が消滅したときは、保安林の指定の解除手続きが必要です。地域における土地利用の状況等から見て、その土地以外に適地を求めることができないこと、保安林の転用に係る面積が、目的を実現する上で必要最小限であること、事業等を行うため当該保安林と併せて使用する土地について、使用する権利を有していること等が解除の要件となります。 なお、開発行為が、保安林の土地の形質変更行為の許可基準内であり、保安林の指定の目的に支障を及ぼすおそれがないと認められる場合は、保安林解除ではなく、作業許可により開発が可能です。また、地域森林計画の対象となっている民有林(保安林、保安施設地区、海岸保全区域を除く)において、土石又は樹根の採掘、開墾その他の土地の形質を変更する開発行為で、専ら道路の新設又は改築を目的とする行為でその行為に係る土地の面積が1へクタールをこえるものにあっては道路(路肩部分及び屈曲部又は待避所として必要な拡幅部分を除く。)の幅員3メートル、その他の行為にあっては土地の面積1へクタールをこえる場合は、森林法第10条の2に基づく高知県知事の許可を受ける必要があります。	
	方法書全般について	調査、予測及び評価結果は、地域住民等の求めに応じ、わかりやすく説明し、理解を得られるように努めてください。	拝承致しました。
4	新 方法書 ネ p.2 10行目 ル	【原文:高知県では、平成28年に「高知県新エネルギービジョン(平成28年度~平成32年度)」が策定され、】 誤:策定 正:改定	準備書において修正致します。
	一 方法書 p.13 30行目~ 進 p.239 表6.3-5(2)	風車の稼働に伴う騒音および超低周波音については、地域住民の安全と健康を守るために、国の基準だけでなく、超低周波音に起因する健康への影響について、最新の知見に基づいて評価を行うことを検討してください。また、それらを考慮した風車の配置とすることを、検討してください。	拝承致しました。風車の稼働に伴う騒音および超低周波音について、国の基準だけでなく、超低周波音に起因する健康への影響について、最新の知見に基づいて評価を行うことを検討致します。また、環境アセスメントでのプロセスを通じ、適切な風車配置を検討致します。

番号	課	ページ等	意見等	事業者見解
		方法書	【原文:二酸化硫黄の測定結果(平成29年度)】 一部引用元の数値と相違があります。	ご指摘のとおり誤りであったため、準備書において修正致します。
			【原文:浮遊粒子状物質の測定結果(平成29年度)】 一部引用元の数値と相違があります。	ご指摘のとおり誤りであったため、準備書において修正致します。
			【原文:産業廃棄物処理の状況】 一般廃棄物の数値が記載されていると思われます。	ご指摘のとおり誤りであったため、準備書において修正致します。
5		P130 表3.2-28	【原文:注:区域の…それぞれ振動規則法第4条…】 誤字があります。(→振動規制法)	ご指摘のとおり誤りであったため、準備書において修正致します。
			【原文:第3条及び第4条に基づき都道府県知事(政令市長)が・・・】 一部記載に誤りがあります。(→市の区域内の地域については、市長)	ご指摘のとおり誤りであったため、準備書において修正致します。
		P237 表6.1-2(2)	【原文:主な地域特性】 方法書 P112 表3.2-14と同じ	ご指摘のとおり誤りであったため、準備書において修正致します。
6			特に、四万十川条例前文に規定されている「四万十川と流域の良好な環境の恵みを受けることは私たちに与えられた権利であり、同時に、それを守ることは私たちに課せられた養務である。」との認識を持ち、流域内において行う事業活動に関し、四万十川の保全及び流域の振興に自ら努める必要があることに留意してください。 事業活動は、四万十川条例の趣旨から逸脱した内容であってはならず、特に、流域の振興に際しては、「四万十川の自然環境や景観を保全することで、流域の振興を図る」という趣旨に沿うよう四万十川と一体となった景観及び流域の生態系を保全することを前提としてください。 2. 四万十川条例第3条第5号で規定する「四万十川の保全及び流域の振興に関し、合理的な意思決定及び効果的な行動の促進を図るため、住民その他関係者に必要な情報が提供され、積極的な参加が促進されること」に十分に配慮してください。 特に、前段階の配慮書手続きにおいて、「早期に地域住民等に対して説明をする機会を設けるとともに、フォトモンタージュを活用するなど分かりやすく丁寧な説明をすること。」と述べたところです。方法書段階では、風力発電施設の設置地点が確定していない等の理由から、地域住民に対してフォトモンタージュを用いる記号でよたと、たところです。方法書段階では、風力発電施設の設置地点が確定していない等の理由から、地域住民に対してフォトモンタージュを用いた説明をしておらず、条例の趣旨を設まえ下事業計画であるのか懸念しています。地域と適切なコミュニケーションを図り、地域住民に十分配慮する必要があることから、早期に対応するようにしてください。 3. 事業の実施にあたっては、四万十川(支川含む)に著しい濁りを発生させ、若しくは流出させ、又は四万十川において濁りを長期化させないよう配慮してください。(四万十川条例第26条) 4. 「四万十川条県民・国民共有の財産として、後世に引き継ぐこと」が四万十川条例の目的になりますので、生活環境や自然環境に関して施設稼働後の予測及び評価を実施してください。 5. 高知県希少野生動植物保護条例により県指定希少野生動植物に指定されている動植物が事業実施想定区域において確認された場合は、事前に環境大生課へ協議のうえ、保全の措置をとってください。 6. 事業実施想定区域及びその周辺において希少野生動植物に指定されている動植物が生息・生育している可能性があり、工事の実施等によって、希少野生動植物の生息環境への一次的な影響が生じる可能性があるため、本事業による希少野生動植物の生息・生育状の等、環境への負荷等の影響について調査をより、名の一次の対域では、対域で、関境のでの負荷等の影響について随着できらとともに、失息、生育等が確認された場合、希少野生動植物の保護に努めてください。(高知県希少野生動植物保護条例特別、ヤイロチョウについては、例年四万十町内での営巣が確認されており、国内希少野生動植物の保護に努めてください。(高知県希少野生動植物保護条例特に、ヤイロチョウについては、例年四万十町内での営巣が確認されており、国内希少野生動植物の生に発していていて、高知県希が関するは、日本のの一次では、日本のでは	動を行い、流域内において行う事業活動に関し、四万十川の保全及び流域の振興に努めます。また、本事業活動が四万十川条例の趣旨を逸脱せず、趣旨に沿うよう四万十川と一体となった景観及び流域の生態系を保全することを前提と致します。 2.拝承致しました。四万十川条例第3条第5号で規定する「四万十川の保全及び流域の振興に関し、合理的な意思決定及び効果的な行動の促進を図るため、住民その他関係者に必要な情報が提供され、積極的な参加が促進されると別に分かりやすくて審な説明を心掛け実施させて頂きましたが、フォトモンタージュにっきましては、風車機器の選定がなされていないことをはじめ、事業規模(風車本数、容量)、風車配置、事業サイトでの風況観測が未実施等、現時点ではあまりにも不確定な風車配置に基づいたフォトモンタージュを示すことで、多くの誤解を招いてしまう可能性を懸念致しました。決して条例の趣旨をおろそかにしているものではございませんが、ご懸念点につきまして拝領致します。上記を踏まえ、事業開発の進捗に応じ、早期にフォトモンタージュを活用した説明を実施致します。 3.拝承致しました。事業の実施にあたっては、四万十川(支川含む)に著しいる場所を発生させ、若しくは流出させ、又は四万十川において濁りを長期化させないよう配慮致します。 4.施設稼働後の生活環境については、騒音・低周波音及び風車の影の予測及び評価を実施致します。また、自然環境については、動物、植物、生態系、景観及び人と自然との触れ合いの活動の場の予測及び評価を実施致します。
L_			プペー ジ	

番号	果 ページ等	意見等	事業者見解
	騒音及び 超低周波音について	騒音及び超低周波音について、本事業計画の風力発電施設から最も近い距離で500mに民家があり、風力発電施設から発生する騒音等による影響が 懸念されます。そのため、今後事業の計画当たっては、風力発電施設等から発生する騒音及び超低周波音による影響について、適切に調査、予測及び 評価を行い、その結果を元に、影響を回避又は低減してください。	拝承致しました。今後事業の計画当たっては、風力発電施設等から発生する騒音及び超低周波音による影響について適切に調査、予測及び評価を行い、その結果を元に、影響を回避又は極力低減致します。
	方法書 2.2-7~2-10 方法書 3.2-49	 1.「道路工事「電気工事」について、詳細なルートや変電所等の位置は、今後の決定事項と思慮しています。 一方、3.2-49では、知事の許可が必要となる「対象となる行為」を実施しないとなっていますが、電線路等で四万十川を渡す区間など一部の地下埋設が困難な区域や搬入道路の改変等で「対象となる行為」を実施する可能性があると考えられます。 四万十川の中でも特に保全が必要な地域として、指定している重点地域に影響の可能性がある項目を検討中とした状態で方法書を作成していますが、これらの地域での行為については、特に予測及び評価を十分に行う必要があります。この点について、関係者等への縦覧がなされないことを懸念しています。「対象となる行為」を実施する可能性の有無について見直しをしてください。 なお、今後の検討で「対象となる行為」を実施する場合は、事前に許可を得たうえで事業を実施してください。 2. 法面保護及び修景などに使用する種子は、四万十川流域に現存する在来種(郷土種)であることはもちろん、その土地の気候風土に応じて育つ植生による緑化としてください。この点において、外来種を使用する可能性を残した表現の見直しをしてください。 	1.方法書におきましては、「対象事業実施区域と重なる部分において、「対象となる行為」を実施しない」と記載致しております。送電線は環境アセスメントの対象外にて対象事業実施区域から外しております。 搬入路におきましては、実施した輸送調査も踏まえ、一定の舗装された道路が整備されており、対象事業実施区域内の重点地域における改変の可能性は低いと判断し、対象となる行為を実施する可能性は低いと判断しておりますが、対象事業実施区域内で対象となる行為を実施する場合には予測及び評価を十分に行い、準備書段階で縦覧致します。
		3. 道路の拡幅等は、既存の石垣を原則として保存してください。やむを得ず、改変の必要が生じた場合も、修景に使用するなど有効利用を図ってください。	一方今後の検討で、「高知県四万十川の保全及び流域の振興 に関する基本条例」による重点地域において「対象となる行為」を 実施する場合は、事前に許可を得たうえで事業を実施致します。
]			2.法面保護の観点から、使用する種については関係機関と協議の上、決定してまいります。そのため、現時点では侵略性の小さい外来種の使用可能性も含め記載しております。なお、協議の際には、在来種を中心に選定するよう検討を進めて参ります。
6	克		3.拝承致しました。道路の拡幅等は、既存の石垣を原則とし、やむ を得ず改変の必要が生じた場合も、修景に使用するなど有効利 用を図ってまいります。
	方法書 6.1-5	航空障害灯や夜間照明などの光源が設置されると思われますが、動植物などへの光害の予測及び評価を実施してください。	ライトアップなど夜間照明について実施いたしません。 航空障害灯については関係機関と協議し、設置検討を行います。 航空障害灯への夜行性の動物の誘引に関しては事例等を参照 し、準備書にて影響予測を行います。
	方法書 6.2-23~6.2-27	1. 四万十川(支川含む)に著しい濁りを発生させ、若しくは流出させ、又は四万十川において濁りを長期化させないよう配慮をお願いする観点から、施設の設置に伴う濁りの長期化の予測及び評価を実施してください。 2. 調査地点について、四万十川の保全の配慮の観点から、支川だけではなく四万十川本川の調査及び影響の評価を実施してください。	1.工事中に加え、施設の設置に伴う四万十川支川での水の濁りの予測及び評価の実施を予定致します。また、必要に応じて本川での予測及び評価を検討致しますが、本事業の影響による水の濁りが発生しないような計画を検討してまいります。
		3. 動植物の生息・生育環境は、水の流出特性に大きく左右されるため、施設の設置後の水の移動経路を保全し、下流域の動植物の保全を検討するため、水移動の調査及び評価(施設の設置に伴い流域界を変更しないことや透水性舗装など実施等)を実施してください。	2.濁水に関して、環境保全措置を講じ、影響を回避または極力低減を図ってまいる前提に立ち、地点については影響を受ける可能性が考えられる工事箇所の極力近傍で配置しております。従い、現時点では本川での調査地点の追加は考えておりませんが、今後の調査結果や事業計画等を踏まえ、必要に応じて本川での調査、予測及び評価も検討してまいります。
			3.施設の設置後の水の移動経路を保全し、下流域の動植物を保全するため、工事計画の検討にあたっては、極力、流域界を変更しないような計画、透水性に配慮した計画を検討してまいります。

看	課	ページ等	意見等	事業者見解
		方法書 6.2-30~6.2-47	1. 底生生物の調査及び評価について、四万十川清流基準に基づく評価を実施してください。 2. 調査地点について、濁水の影響を受ける可能性のある河川を設定していること及び四万十川の保全の配慮の観点から、支川だけではなく四万十川本川を調査したうえで、予測及び影響の評価を実施してください。	1.「四万十川清流基準に基づく評価」とありますが、指標生物種類数及びASPT値から導かれる水質階級判定基準を各地点において算出し、準備書において参考として記載するよう致します。 2.濁水に関して、環境保全措置を講じ、影響を回避または極力低減を図ってまいる前提に立って調査地点を配置しています。地点については有識者の助言並びに影響を受ける可能性が考えられる工事箇所の極力近傍で地点配置しております。従い、現時点では本川での調査地点の追加は考えておりませんが、今後の調査結果や事業計画、有識者の助言等踏まえ、必要に応じて本川での調査も検討してまいります。
•	環	方法書 6.2-68 方法書 7.2-28		き、四万十町と協議のうえ進めており、四万十町景観条例に基づ
		各調査、予測及び評価 の手法 資料編	対象事業実施区域及びその周辺には、環境省が日本全国で実施する自然環境モニタリング調査「モニタリングサイト1000」の森林コアサイトの1つに選定されている区域があり、森林生態系についての各種モニタリング調査を継続して行っています。この点について、確認種等は、「生物多様性情報システムー基礎調査データベース検索」による情報収集に含まれているとの理解でよろしいでしょうか。また、調査実施機関と協議のうえ、継続的なモニタリングへの影響の予測及び評価が必要だと考えます。	市ノ又について、モニタリングサイト1000のサイトになっている点、有識者等からもコメントをうけております。文献その他の資料にはモニ1000のデータは取り込んでおりませんが、鳥類等の確認種は本リストでも網羅できております。今後、準備書においては文献その他の資料にもモニ1000の結果を取り込むよう検討いたします。 市ノ又の自然林に関しては、改変を実施せず、また極力離隔をとる計画としており、直接的影響は生じないことから、モニタリングへの影響の予測や評価の実施は検討致しておりませんが、関係機関との協議につきましては別途実施を検討致します。
-	用地対策課		1. 国土利用計画法第23条第1項の規定に基づく土地取引の事後届出制 土地取引の契約をしたときは、権利取得者(売買の場合であれば買主)は、契約者名、契約日、土地の面積、利用目的等を記入した知事あての届出書に 必要な書類を添付して、契約を結んだ日を含めて2週間以内に土地の所在する市町村役場に届け出てください。 (取引の規模:面積要件) ① 市街化区域 2,000㎡以上 ② ①を除く都市計画区域 5,000㎡以上 ③ 都市計画区域以外の区域 10,000㎡以上 2. 高知県土地基本条例の手続き 開発区域の面積が10ha以上の開発事業については、個別法に基づく許認可等申請手続きに先立ち、高知県土地基本条例の手続きが必要です。 相談先:高知県土木部用地対策課 TEL:088-823-9817 (条例の主な手続き) ・開発計画書の提出による事前協議 ・開発計画書の提出による事前協議 ・開発計画書の提出による事前協議 ・開発計画書の担による事前協議 ・開発計画書の内容について、地元住民等の関係者への説明 ・地元住民等の関係者及び関係市町村の意見の尊重	1.拝承致しました。 2.高知県土木部用地対策課 チーフ(計画調整担当) 畠中 拓様と、2019年3月にご相談をさせて頂きました。現時点では、事業規模(風車本数)、風車配置が決まっていないこともあり、配置等がある程度固まった段階で、高知県土地基本条例に基づく手続きに向け、ご相談をさせて頂く事で、了承を頂いております。
			4ページ	

番買	ページ等	意見等	事業者見解
	方法書 P149 3.2-55 27行目	土砂災害警戒区域について、指定が無い場合でも今後指定される可能性があります。高知県防災砂防課のホームページで、基礎調査の結果を公表していますので、確認をお願いします。	土砂災害警戒区域の指定状況について、引き続き防災砂防課 ホームページ等で確認を行っていまいります。
8 砂	要約書 P11 9行目	拡幅等の改変が想定される既存道路周辺の河川は砂防指定地があります。 砂防指定地内で既存道路を拡幅する場合など、治水上砂防の観点から影響がある行為をする場合は、高知県砂防指定地管理条例第4条第1項の規定 に基づき、知事の許可を要します。	砂防指定地内で既存道路を拡幅する場合など、治水上砂防の観点から影響がある行為を実施する場合は、あらかじめ協議を実施させていただきます。
	方法書 P89	 1.「文化的景観」の中でも重要なものを「重要文化的景観」として国が選定しているもので、2行目の「文化的景観」を「重要文化的景観」とする。 2. 表3.1-39内にある名称は、重要文化的景観区域内に所在する「重要な構成要素」の名称のため、表内の表記については下記のとおり訂正。 文化的景観→重要文化的景観区域内(重要な構成要素) 3. 表3.1-39中、文化的景観内に下記の重要な構成要素を追記。 「市ノ又渓谷風景林」 	ご指摘の点について、準備書にて反映致します。
	方法書 P90	図3.1-35景観資源の状況内の凡例の「文化的景観」を「重要文化的景観の重要な構成要素」に訂正。また、「市ノ又渓谷風景林」の範囲を図3.1-35の図内に標記する。 (参考図書 四万十町重要文化的景観整備計画 重要構成要素管理台帳 H27.3四万十町刊行)	
	方法書 P145	1. 末尾に下記の内容を加える。 対象事業実施区域内は重要文化的景観の重要な構成要素である「市ノ又渓谷風景林」の区域内となっている。	1.対象事業実施区域内に市ノ又渓谷風景林の区域が含まれていないことは確認しております。
文化財課		2. 四万十町にある重要文化的景観内の重要な構成要素となっている、市ノ又渓谷風景林について記載がありません。 選定地域は保安林の中の特定植物群落「市ノ又の暖温帯林」を含む一帯で、国有林4085林班、4086林班です。 重要な構成要素区域内の現状を変更し、保存に影響を及ぼす行為を行う場合は、文化財保護法第139条の規定により、文化庁長官へ現状変更の届出が必要となりますが、開発に伴う現状変更は一般に事前に各市町の設置する「文化的景観整備管理委員会」にて、その内容について、有識者の意見聴取をおこない、委員会の意見を付して文化庁の方に届出を提出する流れとなります。 今回の場合は開発に伴い、風景林内の植生や風景林の景観への影響が懸念されますので、四万十町担当(教育委員会)連絡の上、今後、開催される整備管理委員会に諮り、対応を協議することを確認いたしました。 文化的景観については、市町村の申し出に基づいて、国が選定する文化財となり、国が指定する文化財と位置づけが異なります。あくまでも申出選定ですので、保護・保全の主体は市町村となります。風景林内の植生や風景林の景観への影響がないように事前調査をお願いします。	2.準備書において、重要文化的景観の重要な構成要素である市ノ 又渓谷風景林について記載いたします。 なお、市ノ又渓谷風景林は本事業の対象事業実施区域外であ り、対象事業実施区域に含まれていない旨、四万十町の文化的 景観整備管理委員会に報告していただけるとの内容を四万十町 から確認しております。
	方法書 P329-330	「影響の回避又は低減に努める」とありますが、具体的にどのような方法で回避又は低減をしようと、お考えでしょうか。	騒音・低周波音、風車の影及び景観の予測及び評価の結果を 踏まえて、影響を回避または極力低減できるような風車の再配置 等の環境保全措置を検討致します。また、水環境、動物、植物、 生態系、人と自然との触れ合いの活動の場等の予測及び評価の 結果を踏まえて、影響を回避または極力低減できるような改変、 風車の再配置等の環境保全措置を検討致します。
	方法書 P140 表3.2-28期限の	誤:平成34年11月14日、平成36年11月14日 正:令和4年11月14日、令和6年11月14日	ご指摘の点について、準備書にて修正致します。
鳥獣対策理	周 方法書 P276表6.2-1(29) P319表6.2-2(1) P335表7.1-2(1) 要約書 P52 表4.2-1(29) P95 表4.2-2(1)	高知県の捕獲許可では、かすみ網は禁止猟具となっているため、調査手法でどうしてもかすみ網を使用しなければならない場合、環境省の許可を取る必要がある。	調査実施にかかる許認可など、適切に進めてまいります。
	方法書 P142 図3.2-11	今回、風力発電の設置予定場所の一部がかかっている「つづら山鳥獣保護区」は、森林鳥獣生息地の保護区として「森林に生息する鳥獣の保護を図り、地域の生物多様性の確保に資すること」を目的に指定している鳥獣保護区です。 このため、外来種などを除き、森林に生息する全ての鳥獣を保護の対象としており、渡り鳥やヤイロチョウ、クマタカなどへの配慮はもとより、当該鳥獣保護区に生息する鳥獣に対する十分な配慮を望みます。	現地調査結果を踏まえ、動植物への環境影響が最小化できるよう、事業計画を検討してまいります。

ページ等	意見等	事業者見解
	方法書に対する意見等は特にありません。 その他計画に関する意見等は以下のとおりです。	1.拝承致しました。
	◎根拠法令等①採石法(高知県工業振興課所管)②鉱業法(四国経済産業局 資源・燃料課所管)	2.鉱業権の設定可否につき、四国経済産業局の「鉱業原簿の閲覧」をする、あるいは謄抄本の交付申請を行い確認を致します。
	※既に他人によって分離されている石材を山から採取する行為であっても、土地の形状を変更する行為に該当し、また当該岩石採取場以外の場所において他の用に供することが伴えば、採石法の適用を受けることとなります。 ただし書きに該当する場合は、採石法第32条に基づき「採石業者の登録」を受けた後、採石法第33条に基づき「岩石採取計画」の認可を受ける必要がありますので、事前に県工業振興課へご連絡ください。 2. 事業実施想定区域には、鉱業権が設定されている可能性があります。鉱業権については正確を期すため、四国経済産業局の「鉱業原簿の閲覧」をす	
西 <u></u>	大さまについては辛且はもUませ!	拝承致しました。
安かり音でも	が広音に えいては 思えばめりな さん。 ただし、本事業により設置される施設の設置場所が、農業振興地域の整備に関する法律及び農地法に基づく手続きが必要な土地である場合は、当該 市町村の農振制度担当課及び農業委員会を通じて適切な手続きを行ってください。	本事業により設置される施設の設置場所が、農業振興地域の整備に関する法律及び農地法に基づく手続きが必要な土地である場合は、当該市町村の農振制度担当課及び農業委員会を通じて適切な手続きを行わせて頂きます。
方法書 P17,52,66	1. 水産資源保護法に基づき高知県内水面漁業調整規則によって、「水産動植物に有害な物を遺棄し、又は漏せつしてはならない。」と規定されていますので、開発に係る排水について十分な管理を行ってください。	1.拝承致しました。開発に係る排水につきましては、十分な管理を 行います。
要約書 P104,192	前に周知するとともに、漁業権漁業に影響を与える可能性がある場合は、協議を行ってください。 根拠法令等	2.拝承致しました。進捗状況に応じ協議をさせて頂きます。また、四万十川漁業協同組合連合会/代表理事 堀岡様、 四万十川東部漁業協同組合/代表理事組合長 平野様、四万十川下流漁業協同組合/代表理事組合長 沖様とはご面談済にて、ご面談
×	·水産資源保護法第4条第2項第4号 ·高知県内水面漁業調整規則第24条第1項	時に本事業推進に対する積極的なご了解を頂いております。
3 方法書 - 全体	配慮書への意見でも述べたとおり、専門家等へのヒアリング結果などを踏まえて各種調査を行うとともに、得られた調査結果については可能な限り開示していただきたい。 環境への影響については出来る限り回避する手法を選択することとし、また住民等への丁寧な説明や対応を実施するように望む。	専門家等へのヒアリング結果などを踏まえ各種調査等を行うとともに、得られた調査結果については可能な限り開示いたします。 環境への影響は出来る限り回避する手法を選択いたします。また、住民等へは丁寧な説明や対応を実施いたします。
方法書 全体	地元住民や関係者とは十分に協議を行うこと。(説明会や意見交換会を開催するなど)	地元住民や関係者に対して、説明会や意見交換会等を開催し、十分に協議を行います。
P10 衣3-1(1)0項日日	風力発電施設に近い場所においては、音や影などにおける影響について特に留意していただきたい。	今後事業の計画当たっては、風力発電施設等から発生する騒音や風車の影による影響について適切に調査、予測及び評価を行い、その結果を元に、影響を回避又は極力低減致します。
型 万 一 要約書 P32 表4.2-1(12)5.(1)	昼間とあるが6時~22時では時間の幅が広いのではないか。夜間も工事を行うのか。	昼間の6~22時は、「騒音に係る環境基準について」(平成10年環境庁告示第64号)に基づく時間の区分です。昼間(6~22時)の現況を把握したうえで、予測及び評価を行ってまいります。なお、夜間は原則として工事を実施しません。
要約書 P21~		調査、予測及び評価の手法については、方法書に記載している 内容のとおり誠実に行います。また、専門家等からの意見は特に 留意し対応致します。
	要約書P3 方主 方法書 方法本 方法本 方法本 方法本 方法本 方法本 方法本	方法書「おする主見」は利用である。 の機能を含等